

平成21年10月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第2901号過払金返還等請求事件

(平成21年9月17日口頭弁論終結)

判 決

原 告

同 訴訟代理人弁護士 服 部 誠 至

東京都品川区東品川二丁目3番14号

被 告

C F J 合 同 会 社

同 代表者代表社員

CFJホールディングス株式会社

同 職務執行者

浅 野 俊 昭

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金360万8387円及び内金160万6150円に対する平成14年5月18日から、内金197万5681円に対する平成21年2月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者である被告から継続的に金員を借り入れ、返済を繰り返した原告が、被告に対し、原告が利息制限法所定の制限利率を超えて支払った部分を元本充当することにより過払金が生じており、かつ、被告が過払金の発生について民法704条の「悪意の受益者」に当たるとして、不当利得返還請求権に基づき、最終取引日までの過払利息を含

む過払金及び過払元金に対する利得の日（最終取引日）の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

1 争いのない事実等

(1) 被告は、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者である。なお、被告は、平成15年1月1日に訴外ディックファイナンス株式会社が、訴外アイク株式会社及び訴外株式会社ユニマットライフを吸収合併し、同日、CFJ株式会社に商号変更し、平成20年11月28日に現在の会社に組織変更となったものである。（弁論の全趣旨）

(2) 原告は、平成元年3月8日、訴外タイヘイ株式会社（以下「訴外タイヘイ」という。）との間で金銭消費貸借の基本契約を締結し（会員番号5104-3100271）、以後、同日から平成14年2月28日以前の間においては、同社との間で、同日以後、同年5月17日までの間においては、被告との間で、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書2-1」記載の「年月日」欄の各年月日に、「借入金額」欄の各金員を借り入れ、「弁済額」欄の各金員を弁済することを繰り返した（以下「本件取引1」という。）。なお、被告は、平成14年1月29日、訴外タイヘイとの間で、資産譲渡契約を締結して、同年2月28日午後1時（クロージング日）をもって被告は訴外タイヘイから資産の譲渡を受け（以下「本件資産譲渡契約」という。）、同日付けで同日売買を登記原因とする債権譲渡登記をしているところ、同日以降、原告と被告との間で本件取引1が行われたものである。（弁論の全趣旨）

原告が本件取引1について支払った金員のうち利息制限法所定の制限利率を超える部分を元本充当するとともに、これにより生じた過払金に、過払金（利得）の発生の日の翌日から民法所定年5分の割合による利息が発生するものとして過払金を計算すると、最終取引日である平成14年5月17日時点で過払元金が160万6150円に、過払利息が1万8328円になる。

(3) 原告は、平成4年9月8日、被告との間で金銭消費貸借の基本契約を締結

し（会員番号5104-0009417）、以後、同日から平成21年2月7日までの間にわたり、被告から別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書2-2」記載の「年月日」欄の各年月日に、「借入金額」欄の各金員を借り入れ、「弁済額」欄の各金員を弁済することを繰り返した（以下「本件取引2」という。）。

原告が本件取引2について支払った金員のうち利息制限法所定の制限利率を超える部分を元本充当するとともに、これにより生じた過払金に、過払金（利得）の発生の日の翌日から民法所定年5分の割合による利息が発生するものとして過払金を計算すると、最終取引日である平成21年2月7日時点で過払元金が197万5681円に、過払利息が8228円になる。

2 争点

(1) 悪意の受益者への該当性（請求原因）

(原告)

被告は、貸金業者であり、本件各取引に当たり、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法43条1項のいわゆるみなし弁済の規定を満たしていないことを認識していたから、過払金の発生について悪意である。

(被告)

否認する。

(2) 過払利息の発生時期（請求原因）

(原告の主張)

過払金返還請求権は、過払いとなる弁済の都度、個別に発生するところ、悪意の受益者については、民法704条前段により、受益の日から法定利息が発生することは、確立した判例である。

(被告の主張)

最高裁平成21年1月22日判決の趣旨からすれば、継続的な金銭消費貸借取引においては、最終的に取引が終了するまでは、過払金はその後に発生

する新たな借入金債務への充当の用に供することとし、過払金返還請求権を行使しないという当事者間の合意が含まれていると解されるから、過払金返還請求権の弁済期は、取引終了時となるものであり、取引終了まで過払利息は発生しない。

- (3) 本件取引1について、被告は、原告と訴外タイヘイとの平成14年2月28日以前の取引関係を承継するか否か。

(原告の主張)

本件資産譲渡契約は、訴外タイヘイの消費者金融事業に関する資産全部を譲渡していることからして、実体は営業譲渡であって、被告は、訴外タイヘイの顧客との消費者金融取引における契約上の地位を承継しているものであり、原告と訴外タイヘイとの本件取引1に関し訴外タイヘイから契約上の地位の移転を受けているから、クロージング日である平成14年2月28日以前に発生した過払金返還債務についても承継しているというべきである。

なるほど、本件資産譲渡契約には、被告が承継する義務について、「譲渡対象資産に含まれる契約に基づき生じる義務のすべて（クロージング日以降に発生し、かつクロージング日以降に開始する期間に関するものに限る。）」との条項（1.3）があるが、クロージング日まで、訴外タイヘイは原告に対して貸金債権が残っているとして借主である原告に弁済を請求していたことから、原告においては弁済を継続していたのであり、さればこそクロージング日の時点で貸金債権が残っているとして資産譲渡の対象に含めたのであり、最高裁平成21年1月22日判決においても指摘されているとおり、クロージング日の時点では、なお取引継続中であり、過払金充当合意があることにより、過払金返還請求権の行使につき法律上の障害があったものであって、原告が本訴において請求する本件取引1に基づく過払金返還請求権は、クロージング日以降に発生した債権ともいえるものであり、また、本件資産譲渡契約では、借主からの過払金返還請求についての対処についても、合

意がされているところ、その内容は、「買主は、超過利息の支払の返還請求のうち、クロージング日以後初めて書面により買主に対して、または買主及び売主に対して主張されたものについては、自らの単独の絶対的な裁量により、自ら費用及び経費を負担して、これを防禦、解決又は履行する。買主は、かかる請求に関して売主からの補償又は負担を請求しない。」(9. 6(b)) というものであり、クロージング日以降に、クロージング日以前からの取引の引直し計算を含めて過払金返還請求が買主に対してされた場合には、買主がその全額を支払い、売主に補償を求めないことが明確に合意されていることからすれば、本件資産譲渡契約上も、原告に対する過払金返還債務を被告が承継していることは明らかである。

(被告の主張)

否認ないし争う。本件資産譲渡契約は、債権譲渡を内容とするものであり、被告の承継義務については、「譲渡対象資産に含まれる契約に基づき生じる義務のすべて(クロージング日以降に発生し、かつクロージング日以降に開始する期間に関するものに限る。)」旨の限定がされており、承継対象外義務についても、「上記承継義務を除き、売主又はそのいかなる関連会社のいかなる債務(既知であるか未知であるか偶発的であるか、また本契約締結日の前後又は当日に発生し又は存在した事実、事由又は状況によって生じたか否かを問わない。)も承継しない。」旨合意がされており、被告において、クロージング日以前に発生した過払金返還債務を承継するものでないことは明らかである。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

平成18年法律第115号による改正前の貸金業法のもとにおいても、貸金業者は、みなし弁済規定の適用要件を充足していない場合には、制限利率超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の

過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識していたものというべきであるから、制限利率を超えて支払われた利息について、貸金業者が、悪意の受益者でないというためには、みなし弁済規定の適用要件を充足していたことを証明するか、あるいは、充足しない適用要件がある場合には、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことを証明する必要があるというべきであり、かかる証明がない限り、悪意の受益者であると推定されるというべきである。

しかして、被告は、みなし弁済の適用要件を充足していたこと、あるいは、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことについて、何ら主張立証をせず、被告に、かかる特段の事情があったことを認めるに足りる証拠がないから、被告は、悪意の受益者であると推定されるというべきである。

なお、最高裁第二小法廷平成21年7月10日判決は、最高裁第二小法廷平成18年1月13日判決の言渡し日以前の制限超過部分の支払については、期限の利益喪失特約下の支払の受領というだけでは悪意の受益者と認められず、支払の任意性以外の点における「みなし弁済」規定の適用要件の充足の有無、もし充足しない適用要件がある場合は、その適用要件との関係で悪意の受益者であると推定されるか否か等について検討しなければ、悪意の受益者であるか否かの判断ができない旨判示しているところ、みなし弁済規定は、利息制限法所定の制限利率を超えて支払われた利息を受領できる例外を定めたものであり、かかる例外にあたることを証明できなければ、制限超過部分の支払を受領できないことは、貸金業者であれば当然知っていたことであるから、支払の任意性以外の点における「みなし弁済」規定の適用要件を充足していたこと、あるいは、充足しない適用要件があった場合には、それでもなお、みなし弁済の

適用があると認識しており、かつ、認識していたことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことについては、貸金業者において証明責任を負うものと解するのが相当である。

2 争点(2)について

過払金返還請求権は、過払いとなる弁済の都度、個別に発生するところ、悪意の受益者については、民法704条前段により、受益の日の翌日から法定利息が発生することは、確立した判例であり、被告の主張は理由がない。

3 争点(3)について

弁論の全趣旨によれば、本件資産譲渡契約には、なるほど、被告の承継義務として、「譲渡対象資産に含まれる契約に基づき生じる義務のすべて（クロージング日以降に発生し、かつクロージング日以降に開始する期間に関するものに限る。）」との条項（1. 3）があるけれども、他方、顧客からの超過利息の請求に関しては、「売主は、超過利息の支払の返還請求のうち、クロージング日後初めて書面により売主に対して主張され、買主に対しては主張されていないものについては、自らの単独の絶対的な裁量により、自ら費用及び経費を負担して、これを防禦、解決又は履行する。売主は、かかる請求に関して買主からの補償又は負担を請求しない。」（9. 6(a)）、「買主は、超過利息の支払の返還請求のうち、クロージング日以後初めて書面により買主に対して、または買主及び売主に対して主張されたものについては、自らの単独の絶対的な裁量により、自ら費用及び経費を負担して、これを防禦、解決又は履行する。買主は、かかる請求に関して売主からの補償又は負担を請求しない。」（9. 6(b)）と合意されており、クロージング日以前に発生したものを含め、クロージング日以後に、買主、あるいは、買主及び売主の両方に対して請求があったものについては、買主において、自らの単独の絶対的な裁量により、自ら費用及び経費を負担して、これを防禦、解決又は履行するものとされ、売主に対して補償又は負担を請求しないこととされていることは明らかであり、買主の

承継対象外義務の条項においても、「第9.6条(b)の規定に反しないで、第1.1条(a)に記載された貸付債権の発生原因たる金銭消費貸借契約上の売主又はそのいかなる関連会社の義務又は債務（支払利息の返還請求権を含む。）」旨合意されており、第9.6条(b)の規定により買主の責任において解決すべきものについては、承継義務に含まれていることは明らかである。

しかして、原告は、本件取引1に基づく過払返還請求は、本件資産譲渡契約にいうクロージング日以後に初めて書面により買主である被告に対して請求されたものであるから、被告において承継する義務に含まれているというべきである。

もつとも、念のため付言するに、仮に、被告の主張を前提としたとしても、本件資産譲渡契約は、訴外タイヘイと顧客との金銭消費貸借取引について、契約上の地位移転を内容とするものであったことは明らかであり、ただ、訴外タイヘイと被告との間で、クロージング日以前に発生した個別の義務については、一部の例外を除いて（第9.6条(b)がその例外に当たることは上記認定のとおりである。）、被告において承継しない旨を内部的に合意したにすぎないものというべきであって、被告において、本件取引1の相手方である原告に対し、本件資産譲渡契約によって債権者の地位を承継した事実を、いかなる方法で、いかなる内容の通知をしたかは明らかではないが、被告が訴外タイヘイから承継する義務の範囲を限定して通知し、それを前提に地位の承継について原告の同意を得たような事実は何ら窺えず、原告に対しては、せいぜい債権者が訴外タイヘイから原告に変わったことが知らされた程度で、原告においてはそれを黙示的に承諾して本件取引1を継続してきたものであったと推認されることからすれば、顧客である原告との関係では、債権者の地位の承継についての原告の黙示的承諾により、被告には訴外タイヘイの契約上の地位を包括的に承継する法的効果を生じたものというべきであり、仮に、第9.6条(b)のような合意がなかったとしても、被告において、後になって承継すべき義務の範囲が限

定されているとの主張をすることは、許されないものというべきである。

4 結論

以上の事実によれば、原告の被告に対する本訴請求は、理由があるから、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判官 田 近 年 則

(別紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書 2-1

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者：
 会員番号： 5104-
 貸金業者： CFJ合同会社

過払利率 5%

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H01.03.08	200,000		0.18				200,000		
2	H01.05.08		13,000	0.18	61	6,016	0	193,016	0	0
3	H01.06.06		13,000	0.18	29	2,760	0	182,776	0	0
4	H01.07.19		13,000	0.18	43	3,875	0	173,651	0	0
5	H01.08.10		13,000	0.18	22	1,883	0	162,534	0	0
6	H01.09.06		13,000	0.18	27	2,164	0	151,698	0	0
7	H01.10.18		13,000	0.18	42	3,142	0	141,840	0	0
8	H01.11.06		13,000	0.18	19	1,329	0	130,169	0	0
9	H01.12.06		13,000	0.18	30	1,925	0	119,094	0	0
10	H01.12.19	100,000		0.18	13	763	763	219,094	0	0
11	H02.01.19		13,000	0.18	31	3,349	0	210,206	0	0
12	H02.02.06		15,000	0.18	18	1,865	0	197,071	0	0
13	H02.03.06		15,000	0.18	28	2,721	0	184,792	0	0
14	H02.04.06		15,000	0.18	31	2,825	0	172,617	0	0
15	H02.05.07		15,000	0.18	31	2,638	0	160,255	0	0
16	H02.06.06		15,000	0.18	30	2,370	0	147,625	0	0
17	H02.06.26	100,000		0.18	20	1,456	1,456	247,625	0	0
18	H02.07.06		15,000	0.18	10	1,221	0	235,302	0	0
19	H02.08.06		17,000	0.18	31	3,597	0	221,899	0	0
20	H02.09.06		17,000	0.18	31	3,392	0	208,291	0	0
21	H02.09.14	200,000		0.18	8	821	821	408,291	0	0
22	H02.10.19		20,000	0.18	35	7,047	0	396,159	0	0
23	H02.11.06		20,000	0.18	18	3,516	0	379,675	0	0
24	H02.12.06		20,000	0.18	30	5,617	0	365,292	0	0
25	H03.01.07		20,000	0.18	32	5,764	0	351,056	0	0
26	H03.02.06		20,000	0.18	30	5,193	0	336,249	0	0
27	H03.03.06		20,000	0.18	28	4,642	0	320,891	0	0
28	H03.04.08		20,000	0.18	33	5,222	0	306,113	0	0
29	H03.05.07		20,000	0.18	29	4,377	0	290,490	0	0
30	H03.06.06		20,000	0.18	30	4,297	0	274,787	0	0
31	H03.06.12	80,000		0.18	6	813	813	354,787	0	0
32	H03.07.08		20,000	0.18	26	4,549	0	340,149	0	0
33	H03.08.06		20,000	0.18	29	4,864	0	325,013	0	0
34	H03.09.06		20,000	0.18	31	4,968	0	309,981	0	0
35	H03.09.18	30,000		0.18	12	1,834	1,834	339,981	0	0
36	H03.10.07		20,000	0.18	19	3,185	0	325,000	0	0
37	H03.11.06		20,000	0.18	30	4,808	0	309,808	0	0
38	H03.12.10		20,000	0.18	34	5,194	0	295,002	0	0
39	H04.01.06		20,000	0.18	27	3,925	0	278,927	0	0
40	H04.02.06		20,000	0.18	31	4,252	0	263,179	0	0
41	H04.02.12	40,000		0.18	6	776	776	303,179	0	0
42	H04.03.06		20,000	0.18	23	3,429	0	287,384	0	0
43	H04.04.06		20,000	0.18	31	4,381	0	271,765	0	0
44	H04.04.16	30,000		0.18	10	1,336	1,336	301,765	0	0
45	H04.05.06		20,000	0.18	20	2,968	0	286,069	0	0
46	H04.06.08		20,000	0.18	33	4,642	0	270,711	0	0
47	H04.07.06		20,000	0.18	28	3,727	0	254,438	0	0
48	H04.07.08	23,000		0.18	2	250	250	277,438	0	0
49	H04.08.06		20,000	0.18	29	3,956	0	261,644	0	0
50	H04.09.07		20,000	0.18	32	4,117	0	245,761	0	0
51	H04.10.06		20,000	0.18	29	3,505	0	229,266	0	0
52	H04.10.08	27,000		0.18	2	225	225	256,266	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
53	H04.11.06		20,000	0.18	29	3,654	0	240,145	0	0
54	H04.11.18	19,000		0.18	12	1,417	1,417	259,145	0	0
55	H04.12.07		20,000	0.18	19	2,421	0	242,983	0	0
56	H05.01.06		20,000	0.18	30	3,586	0	226,569	0	0
57	H05.02.08		20,000	0.18	33	3,687	0	210,256	0	0
58	H05.02.23	26,000		0.18	15	1,555	1,555	236,256	0	0
59	H05.03.08		20,000	0.18	13	1,514	0	219,325	0	0
60	H05.04.13		20,000	0.18	36	3,893	0	203,218	0	0
61	H05.04.20	17,000		0.18	7	701	701	220,218	0	0
62	H05.05.06		20,000	0.18	16	1,737	0	202,656	0	0
63	H05.06.17		20,000	0.18	42	4,197	0	186,853	0	0
64	H05.07.06		20,000	0.18	19	1,750	0	168,603	0	0
65	H05.07.14	16,000		0.18	8	665	665	184,603	0	0
66	H05.08.06		20,000	0.18	23	2,093	0	167,361	0	0
67	H05.09.06		20,000	0.18	31	2,558	0	149,919	0	0
68	H05.09.21	31,000		0.18	15	1,108	1,108	180,919	0	0
69	H05.10.08		20,000	0.18	17	1,516	0	163,543	0	0
70	H05.11.15		20,000	0.18	38	3,064	0	146,607	0	0
71	H05.12.06		20,000	0.18	21	1,518	0	128,125	0	0
72	H06.01.11		20,000	0.18	36	2,274	0	110,399	0	0
73	H06.01.17	35,000		0.18	6	326	326	145,399	0	0
74	H06.02.09		20,000	0.18	23	1,649	0	127,374	0	0
75	H06.03.09		20,000	0.18	28	1,758	0	109,132	0	0
76	H06.03.17	19,000		0.18	8	430	430	128,132	0	0
77	H06.04.08		20,000	0.18	22	1,390	0	109,952	0	0
78	H06.05.13		20,000	0.18	35	1,897	0	91,849	0	0
79	H06.05.17	16,000		0.18	4	181	181	107,849	0	0
80	H06.06.09		20,000	0.18	23	1,223	0	89,253	0	0
81	H06.06.23	10,000		0.18	14	616	616	99,253	0	0
82	H06.07.27		20,000	0.18	34	1,664	0	81,533	0	0
83	H06.08.29		20,000	0.18	33	1,326	0	62,859	0	0
84	H06.09.28		20,000	0.18	30	929	0	43,788	0	0
85	H06.10.28		20,000	0.18	30	647	0	24,435	0	0
86	H06.11.28		20,000	0.18	31	373	0	4,808	0	0
87	H06.12.19		20,000	0.18	21	49	0	-15,143	0	0
88	H07.01.30		20,000	0.18	42	0	0	-35,143	-87	-87
89	H07.02.28		20,000	0.18	29	0	0	-55,143	-139	-226
90	H07.03.28		20,000	0.18	28	0	0	-75,143	-211	-437
91	H07.03.31	79,000		0.18	3	0	0	3,390	-30	0
92	H07.04.27		20,000	0.18	27	45	0	-16,565	0	0
93	H07.05.29		20,000	0.18	32	0	0	-36,565	-72	-72
94	H07.06.16		20,000	0.18	18	0	0	-56,565	-90	-162
95	H07.07.18		20,000	0.18	32	0	0	-76,565	-247	-409
96	H07.07.26	40,000		0.18	8	0	0	-37,057	-83	0
97	H07.08.11		20,000	0.18	16	0	0	-57,057	-81	-81
98	H07.09.07		20,000	0.18	27	0	0	-77,057	-211	-292
99	H07.10.06		20,000	0.18	29	0	0	-97,057	-306	-598
100	H07.10.19	31,000		0.18	13	0	0	-66,827	-172	0
101	H07.11.06		20,000	0.18	18	0	0	-86,827	-164	-164
102	H07.12.18		20,000	0.18	42	0	0	-106,827	-499	-663
103	H08.01.17		20,000	0.18	30	0	0	-126,827	-438	-1,101
104	H08.01.22	23,000		0.18	5	0	0	-105,014	-86	0
105	H08.02.06		20,000	0.18	15	0	0	-125,014	-215	-215
106	H08.03.06		20,000	0.18	29	0	0	-145,014	-495	-710
107	H08.03.15	22,000		0.18	9	0	0	-123,902	-178	0
108	H08.04.10		20,000	0.18	26	0	0	-143,902	-440	-440
109	H08.05.07		20,000	0.18	27	0	0	-163,902	-530	-970
110	H08.05.15	18,000		0.18	8	0	0	-147,051	-179	0
111	H08.06.10		20,000	0.18	26	0	0	-167,051	-522	-522
112	H08.07.08		20,000	0.18	28	0	0	-187,051	-638	-1,160

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
113	H08.07.16	17,000		0.18	8	0	0	-171,415	-204	0
114	H08.08.20		20,000	0.18	35	0	0	-191,415	-819	-819
115	H08.09.06		20,000	0.18	17	0	0	-211,415	-444	-1,263
116	H08.09.18	18,000		0.18	12	0	0	-195,024	-346	0
117	H08.10.07		20,000	0.18	19	0	0	-215,024	-506	-506
118	H08.11.06		20,000	0.18	30	0	0	-235,024	-881	-1,387
119	H08.11.15	18,000		0.18	9	0	0	-218,699	-288	0
120	H08.12.16		20,000	0.18	31	0	0	-238,699	-926	-926
121	H09.01.06		20,000	0.18	21	0	0	-258,699	-685	-1,611
122	H09.02.06		20,000	0.18	31	0	0	-278,699	-1,098	-2,709
123	H09.02.17	26,000		0.18	11	0	0	-255,827	-419	0
124	H09.03.06		20,000	0.18	17	0	0	-275,827	-595	-595
125	H09.04.07		20,000	0.18	32	0	0	-295,827	-1,209	-1,804
126	H09.04.17	19,000		0.18	10	0	0	-279,036	-405	0
127	H09.05.06		20,000	0.18	19	0	0	-299,036	-726	-726
128	H09.06.06		20,000	0.18	31	0	0	-319,036	-1,269	-1,995
129	H09.06.20	18,000		0.18	14	0	0	-303,642	-611	0
130	H09.07.07		20,000	0.18	17	0	0	-323,642	-707	-707
131	H09.08.06		20,000	0.18	30	0	0	-343,642	-1,330	-2,037
132	H09.08.21	18,000		0.18	15	0	0	-328,385	-706	0
133	H09.09.08		20,000	0.18	18	0	0	-348,385	-809	-809
134	H09.10.06		20,000	0.18	28	0	0	-368,385	-1,336	-2,145
135	H09.10.21	17,000		0.18	15	0	0	-354,286	-756	0
136	H09.11.06		20,000	0.18	16	0	0	-374,286	-776	-776
137	H09.12.08		20,000	0.18	32	0	0	-394,286	-1,640	-2,416
138	H09.12.22	17,000		0.18	14	0	0	-380,458	-756	0
139	H10.01.07		20,000	0.18	16	0	0	-400,458	-833	-833
140	H10.02.06		20,000	0.18	30	0	0	-420,458	-1,645	-2,478
141	H10.02.20	19,000		0.18	14	0	0	-404,742	-806	0
142	H10.03.06		20,000	0.18	14	0	0	-424,742	-776	-776
143	H10.04.06		20,000	0.18	31	0	0	-444,742	-1,803	-2,579
144	H10.04.17	18,000		0.18	11	0	0	-429,991	-670	0
145	H10.05.11		20,000	0.18	24	0	0	-449,991	-1,413	-1,413
146	H10.06.08		20,000	0.18	28	0	0	-469,991	-1,725	-3,138
147	H10.06.18	17,000		0.18	10	0	0	-456,772	-643	0
148	H10.07.06		20,000	0.18	18	0	0	-476,772	-1,126	-1,126
149	H10.08.06		20,000	0.18	31	0	0	-496,772	-2,024	-3,150
150	H10.08.19	19,000		0.18	13	0	0	-481,806	-884	0
151	H10.09.10		20,000	0.18	22	0	0	-501,806	-1,452	-1,452
152	H10.10.06		20,000	0.18	26	0	0	-521,806	-1,787	-3,239
153	H10.10.20	18,000		0.18	14	0	0	-508,045	-1,000	0
154	H10.11.09		20,000	0.18	20	0	0	-528,045	-1,391	-1,391
155	H10.12.07		20,000	0.18	28	0	0	-548,045	-2,025	-3,416
156	H10.12.28	17,000		0.18	21	0	0	-536,037	-1,576	0
157	H11.01.08		20,000	0.18	11	0	0	-556,037	-807	-807
158	H11.02.08		20,000	0.18	31	0	0	-576,037	-2,361	-3,168
159	H11.03.08		20,000	0.18	28	0	0	-596,037	-2,209	-5,377
160	H11.03.18	27,000		0.18	10	0	0	-575,230	-816	0
161	H11.04.06		20,000	0.18	19	0	0	-595,230	-1,497	-1,497
162	H11.05.06		20,000	0.18	30	0	0	-615,230	-2,446	-3,943
163	H11.05.18	19,000		0.18	12	0	0	-601,184	-1,011	0
164	H11.06.07		20,000	0.18	20	0	0	-621,184	-1,647	-1,647
165	H11.07.06		20,000	0.18	29	0	0	-641,184	-2,467	-4,114
166	H11.07.19	18,000		0.18	13	0	0	-628,439	-1,141	0
167	H11.08.06		20,000	0.18	18	0	0	-648,439	-1,549	-1,549
168	H11.09.06		20,000	0.18	31	0	0	-668,439	-2,753	-4,302
169	H11.10.06		20,000	0.18	30	0	0	-688,439	-2,747	-7,049
170	H11.10.18	26,000		0.18	12	0	0	-670,619	-1,131	0
171	H11.11.08		20,000	0.18	21	0	0	-690,619	-1,929	-1,929
172	H11.12.06		20,000	0.18	28	0	0	-710,619	-2,648	-4,577

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
173	H11.12.17	18,000		0.18	11	0	0	-698,266	-1,070	0
174	H12.01.11		20,000	0.18	25	0	0	-718,266	-2,388	-2,388
175	H12.02.07		20,000	0.18	27	0	0	-738,266	-2,649	-5,037
176	H12.02.18	17,000		0.18	11	0	0	-727,412	-1,109	0
177	H12.03.06		20,000	0.18	17	0	0	-747,412	-1,689	-1,689
178	H12.04.06		20,000	0.18	31	0	0	-767,412	-3,165	-4,854
179	H12.04.18	19,000		0.18	12	0	0	-754,524	-1,258	0
180	H12.05.08		20,000	0.18	20	0	0	-774,524	-2,061	-2,061
181	H12.06.06		20,000	0.18	29	0	0	-794,524	-3,068	-5,129
182	H12.07.06		20,000	0.18	30	0	0	-814,524	-3,256	-8,385
183	H12.07.14	27,000		0.18	8	0	0	-796,799	-890	0
184	H12.08.07		20,000	0.18	24	0	0	-816,799	-2,612	-2,612
185	H12.09.06		20,000	0.18	30	0	0	-836,799	-3,347	-5,959
186	H12.09.14	17,000		0.18	8	0	0	-826,672	-914	0
187	H12.10.06		20,000	0.18	22	0	0	-846,672	-2,484	-2,484
188	H12.11.06		20,000	0.18	31	0	0	-866,672	-3,585	-6,069
189	H12.12.06		20,000	0.18	30	0	0	-886,672	-3,551	-9,620
190	H12.12.13	28,000		0.18	7	0	0	-869,139	-847	0
191	H13.01.09		20,000	0.18	27	0	0	-889,139	-3,208	-3,208
192	H13.02.06		20,000	0.18	28	0	0	-909,139	-3,410	-6,618
193	H13.03.06		20,000	0.18	28	0	0	-929,139	-3,487	-10,105
194	H13.04.06		20,000	0.18	31	0	0	-949,139	-3,945	-14,050
195	H13.04.13	36,000		0.18	7	0	0	-928,099	-910	0
196	H13.05.07		20,000	0.18	24	0	0	-948,099	-3,051	-3,051
197	H13.06.06		20,000	0.18	30	0	0	-968,099	-3,896	-6,947
198	H13.07.06		20,000	0.18	30	0	0	-988,099	-3,978	-10,925
199	H13.08.06		20,000	0.18	31	0	0	-1,008,099	-4,196	-15,121
200	H13.09.06		20,000	0.18	31	0	0	-1,028,099	-4,280	-19,401
201	H13.10.09		20,000	0.18	33	0	0	-1,048,099	-4,647	-24,048
202	H13.11.06		20,000	0.18	28	0	0	-1,068,099	-4,020	-28,068
203	H13.12.06		20,000	0.18	30	0	0	-1,088,099	-4,389	-32,457
204	H14.01.07		20,000	0.18	32	0	0	-1,108,099	-4,769	-37,226
205	H14.01.15	86,000		0.18	8	0	0	-1,060,539	-1,214	0
206	H14.02.06		20,000	0.18	22	0	0	-1,080,539	-3,196	-3,196
207	H14.03.06		20,000	0.18	28	0	0	-1,100,539	-4,144	-7,340
208	H14.04.08		20,000	0.18	33	0	0	-1,120,539	-4,975	-12,315
209	H14.05.07		20,000	0.18	29	0	0	-1,140,539	-4,451	-16,766
210	H14.05.17		465,611	0.18	10	0	0	-1,606,150	-1,562	-18,328
211				0.18	0	0	0	0	0	0
	計	1,846,000	3,506,611							

合計額

¥-1,624,478

(別紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書 2-2

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者：
 会員番号： 5104-
 貸金業者： CFJ 合同会社

過払利率 5%

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H04.09.08	100,000		0.18				100,000		
2	H04.10.05		9,000	0.18	27	1,327	0	92,327	0	0
3	H04.11.02		9,000	0.18	28	1,271	0	84,598	0	0
4	H04.11.30		9,000	0.18	28	1,164	0	76,762	0	0
5	H04.12.01		80,953	0.18	1	37	0	-4,154	0	0
6	H04.12.02	150,000		0.18	1	0	0	145,846	0	0
7	H05.01.04		11,000	0.18	33	2,367	0	137,213	0	0
8	H05.02.02		11,000	0.18	29	1,962	0	128,175	0	0
9	H05.02.26		11,000	0.18	24	1,517	0	118,692	0	0
10	H05.04.05		11,000	0.18	38	2,224	0	109,916	0	0
11	H05.05.06		11,000	0.18	31	1,680	0	100,596	0	0
12	H05.05.31		11,000	0.18	25	1,240	0	90,836	0	0
13	H05.07.01		11,000	0.18	31	1,388	0	81,224	0	0
14	H05.07.04		100,887	0.18	3	120	0	-19,543	0	0
15	H05.07.05	150,000		0.18	1	0	0	130,455	-2	0
16	H05.08.05		11,000	0.18	31	1,994	0	121,449	0	0
17	H05.09.03		11,000	0.18	29	1,736	0	112,185	0	0
18	H05.10.08		13,000	0.18	35	1,936	0	101,121	0	0
19	H05.11.04		11,000	0.18	27	1,346	0	91,467	0	0
20	H05.12.03		11,000	0.18	29	1,308	0	81,775	0	0
21	H06.01.06		11,000	0.18	34	1,371	0	72,146	0	0
22	H06.02.03		10,130	0.18	28	996	0	63,012	0	0
23	H06.02.07		99,873	0.18	4	124	0	-36,737	0	0
24	H06.02.08	200,000		0.18	1	0	0	163,258	-5	0
25	H06.03.03		12,000	0.18	23	1,851	0	153,109	0	0
26	H06.04.05		12,000	0.18	33	2,491	0	143,600	0	0
27	H06.05.02		12,000	0.18	27	1,912	0	133,512	0	0
28	H06.05.08		181,296	0.18	6	395	0	-47,389	0	0
29	H06.05.09	230,000		0.18	1	0	0	182,605	-6	0
30	H06.06.03		13,670	0.18	25	2,251	0	171,186	0	0
31	H06.07.05		13,670	0.18	32	2,701	0	160,217	0	0
32	H06.08.04		13,670	0.18	30	2,370	0	148,917	0	0
33	H06.09.05		13,670	0.18	32	2,350	0	137,597	0	0
34	H06.09.07		201,961	0.18	2	135	0	-64,229	0	0
35	H06.09.08	250,000		0.18	1	0	0	185,763	-8	0
36	H06.10.03		14,840	0.18	25	2,290	0	173,213	0	0
37	H06.11.04		14,840	0.18	32	2,733	0	161,106	0	0
38	H06.12.05		14,840	0.18	31	2,462	0	148,728	0	0
39	H07.01.06		14,840	0.18	32	2,347	0	136,235	0	0
40	H07.02.06		14,840	0.18	31	2,082	0	123,477	0	0
41	H07.03.03		14,840	0.18	25	1,522	0	110,159	0	0
42	H07.03.06		202,417	0.18	3	162	0	-92,096	0	0
43	H07.03.07	250,000		0.18	1	0	0	157,892	-12	0
44	H07.04.03		14,860	0.18	27	2,102	0	145,134	0	0
45	H07.05.08		14,840	0.18	35	2,505	0	132,799	0	0
46	H07.06.05		14,840	0.18	28	1,833	0	119,792	0	0
47	H07.07.03		14,840	0.18	28	1,654	0	106,606	0	0
48	H07.08.03		14,840	0.18	31	1,629	0	93,395	0	0
49	H07.09.04		14,840	0.18	32	1,473	0	80,028	0	0
50	H07.10.03		14,840	0.18	29	1,144	0	66,332	0	0
51	H07.10.17		196,687	0.18	14	457	0	-129,898	0	0
52	H07.10.18	250,000		0.18	1	0	0	120,085	-17	0

